

地方交付税率の変遷

(単位: %)

改正年度	所得税	法人税	酒税	消費税	たばこ税	地方法人税	法定率改正理由
昭和29	19.874	19.874	20				・地方財政の財源不足に対処するため、順次引上げ
昭和30		22					
昭和31		25					
昭和32		26					
昭和33		27.5					
昭和34		28.5					
昭和35		28.5+0.3※					
昭和37		28.9					
昭和40		29.5					
昭和41		32					
平成 元				24	25		・昭和63年度の税制の抜本改革(消費税の創設等) 法定3税の減税に伴う交付税の減等への対応として消費税を対象税目化 ・国庫補助負担率の恒久化 国庫補助負担率の恒久化(経常経費)への対応としてたばこ税を対象税目化 ・平成6年度の税制の抜本改革(地方消費税の創設・消費税率の引上げ等) 所得税の減税に伴う交付税の減等への対応として消費税の法定率を引上げ ・平成11年度の税制改正(恒久的な減税) 法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を引上げ ・平成18年度の税制改正 恒久化される法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を変更 ・社会保障・税一体改革(消費税率の引上げ等) 社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国・地方の役割分担等を勘案して消費税の法定率を変更 ・平成26年度の税制改正 地域間の税源の偏在性を是正するため地方法人税を創設 ・交付税原資の安定性の向上・充実を図るための法定率の見直し
平成 9				↓ 29.5			
平成11		32.5					
平成12		↓ 35.8					
平成19		↓ 34					
平成26				↓ 22.3		全額	
平成27	33.1	33.1	50		除外		
平成30				↓			
令和元				20.8			
令和2				19.5			
令和7							・消費税率10%への引上げに伴う消費税に係る法定率の見直し

※ 0.3は臨時地方特別交付金